

意見発表者からいただいたご意見

氏名(五十音順)	府県	市町村	所属・役職等	頁
酒井研一氏	滋賀県	伊香郡	湖北土地改良区 理事長	1
杉本剛	滋賀県	東浅井郡		2
西邑孝太郎氏	滋賀県	東浅井郡		3
橋本正氏	滋賀県	伊香郡	滋賀県議会議員	4
三國昌弘氏	滋賀県	伊香郡	丹生ダム対策委員会	5

丹生ダム本体工事の早期着工を果たすために

湖北土地改良区 理事長 酒井研一

- ①我々地域住民は、過去幾度かの高時川・姉川の水害を経験し、その度毎に我々は尊い人命と財産を失ってきた。丹生ダムは我々地域住民が安全で安心して暮らすためには不可欠のものである。丹生ダム建設は我々地域住民が長年にわたり必死に念願してきたものである。
- ②待望していた丹生ダムは、昭和 47 年に策定された琵琶湖総合開発計画において建設が決定され、昭和 63 年に建設事業に着手され、以来用地買収に伴う移転家屋の補償、工事用道路の建設等の準備工事が進められた。これら準備工事については既に終了し、あとはダム本体工事の着工を待つのみとなったのである。
- ③しかし、平成 9 年の河川法の改正により河川整備計画の策定が必要とされ、このため近畿地方整備局においては学識者による「淀川水系流域委員会」に整備計画案の諮問をしたものの、4 年以上の議論を経てもなお結論には至っていない。
- ④このような中であって近年年間を通して気候は不順となり、台風の来襲や集中豪雨により高時川・姉川においてはその都度破堤寸前の状況に迫り込まれ、一部は堤防の破壊が発生している。これらの状況については既に現場写真を送付している。特に平成 16 年においては、滋賀県周辺の福井県、京都府、兵庫県で大規模水害が発生している。幸い滋賀県において被害の発生が無かったものの正に紙一重の状況であった。
- ⑤滋賀県内で琵琶湖に流入する河川は 121 河川である。これに対し琵琶湖より流出する河川は瀬田川のみ 1 河川である。近年各河川整備工事が進められた結果、集中的な降雨による出水が短時間のうちに流入してくる。その結果琵琶湖の水位上昇を招き琵琶湖周辺においてはたびたび浸水被害が発生している。丹生ダムを建設する事によって水位上昇の抑制につながり浸水被害の軽減が図られる。
- ⑥丹生ダムは当初貯水量が 150,000 千 m³ という計画で進められてきた。堆砂容量を除いた内訳は 33,000 千 m³ が治水容量、61,000 千 m³ が下流府県の水道用水、40,500 千 m³ が渇水対策容量、河川の維持用水 8,500 千 m³ となっている。琵琶湖総合開発事業により下流府県に対する新規利水としての権利も既に付与されているため、琵琶湖の水位低下は避けられない。今回丹生ダムの当初の計画内容の変更の話があるが、琵琶湖の水位調整としての計画がなされ淀川水系水基本計画が成り立っているという事は変わる事のない事である。丹生ダムは琵琶湖の水位調整の役目も併せ持つダムである。
- ⑦丹生ダムは治水、利水において各々の効果を併せ持つダムであり、速やかに本体工事に着手し早期完成を果たすべきである。

杉本 剛 氏

淀川水系流域委員会 様

杉本 剛

○丹生ダムの必要性について

琵琶湖への環境

- ①酸素供給
- ②汚泥対策
- ③魚への影響
- ④周りの環境への影響

等々に付き、意見を述べたいと思います。

淀川水系流域委員会 様

西邑 孝太郎

自分は丹生ダム下流姉川と高時川の合流点より高時川を遡る五百米程の所に居住して居る者であります。自分が子供の頃は高時川より姉川の方が早く瀬切れをし、高時川の方が長く水が流れて居たのですが、最近では今年も一ヶ月半も高時川は一滴も水が無く、姉川の方は一日も水の無い日は無く、次の雨の降る迄で水が流れて瀬切れはしなかったのです。これは伊吹ダムのおかげだと思います。

自分の小学校時代は集落の地先は川の湾曲が多く高時川が増水するとすぐに越水をし集落の人たちが惣出で、吠に土砂を入れて三段から五段と積まれたのです。自分の父は、其の様な時は必ず子供である自分を連れて行き作業の仕方等を見せたのです。父が言ふのに、うちの在所は水が出たら何時も此の様にせねばならないからよおく見て覚えておくんだといった事を今でも忘れません。いつも出水時には自分を連れて行くので隣に居た人が危ないから連れて帰る様にと言われるが、父は絶対に自分を連れて帰らす事はせなかったのです。此の様な所を子供に見せて居かないと、「イザ」と言ふ時にまに合ふ人間になれないから皆が居られる間は必ず居て仕事を手伝わされたのです。

それから、昭和三、四年頃から、内務所直轄の国営事業で、姉川改修工事が始まり、姉川河口より遡り昭和七年に自分の集落の所見で来られたのです（現在ヤンマーグラウンドの所）が、まだまだ湾曲の部分が多く、台風が来るたびにヒヤヒヤするのです。出水度に河床が上がり天井川になり自分の家の所は八米と言われて居ります。又、出水度に河床が上がり場外の畑等は浸水をし野菜等は何時も全滅致して居るのです。以上の様な現状が下流の流域集落には度々なのであります。

前述の様に姉川と高時川の違いはダムに依って水害の加減をすれば避けられると想いますし、治水・利水も、また破堤も無く、一番肝心な人命財産も守れると想うのであります。

ここ迄来るのに丹生地域に於いては先祖代々譲り受けた田地・田畑・家・屋敷を投げ出し協力していただいた四十戸の方達の心境は筆舌に尽くし難い事であり、又賛否両論もありこれを一つに纏めるなど言ふ事は並大抵で無かった事だと想います。御苦勞様でした。自分も前述申し上げた中で、昭和七年の姉川改修工事の時に移転を命じられ屋敷の桑園三反、屋敷五畝、堤外桑園一反強、家・陰居、納屋を出したのです。土地代金部と家の移転料全部で貳百圓でした。其の内から字の役員に世話になるから二割の礼金を出せと言ふ事で実質百六拾圓の移転料でした。だから水没集落の方の心中は自分なりによくわかるのです。本当に御苦勞様でした。移転と言ふ事は此の様な事なのに、先般十二月五日に行われた会議では、阪神地区、京都府等の利水者が居なくなる事が重視され、ダムに対しての当方の意見なるものが出されていない。丹生ダム下流の住民の事より、阪神地区及び京都府等の利水者の意見が肝心なのかと云い度い。此の様な事で洪水などで破堤して犠牲者が出たりしたら誰が責任を取るのかと云ひ度くなるのである。以上の様な事なので、一日も早い丹生ダム工事の着工を願うものである。

諄い様ですが、移転された方達は何が為の移転であったのかと云い度い。

平成 16 年 12 月 25 日

滋賀県議会議員

橋本正

この度、丹生ダム地元関係者と意見交換会をするとの案内を受けましたが、いったい当委員会は如何なる権限でこの様な会議を開催されたのか伺うものであります。

次に当委員会の機能及び権限については、整備局からは整備局が樹立しようとしている案に対し「学識経験者として、公平、公正な立場から意見を述べる」のが淀川水系流域委員会である。と聞き及んでいます。

尚、当整備局はあくまでも参考意見として聞くだけであり、決して委員会に振り回される様な事ではありません。

と明確な回答を得ているのであります。

よって、本日の意見交換会で私達が、当初計画通り(S46年琵琶湖総合開発で閣議決定している)の15,000万トンの水面を有する多目的ダムを一日も早く国の責任で建設される事を強く要求して、私の意見とします。

住民と委員との意見交換会 意見

丹生ダム対策委員会 三國昌弘

平成 17 年 7 月 1 日近畿地方整備局が丹生ダム計画についての方針案を記者発表しました。

私たちは、昭和 55 年以来実に 25 年の長きに亘り国県町との間で丹生ダムの建設について、協議に協議を重ね相互信頼の上に立って進めてまいりました。満々と水を張った美しい丹生ダム、「舟生ダム自然公園を基本理念とし、丹生ダム完成後の湖面の利用、周辺整備、余呉町においてすでに先行投資を行っている「ウッディパル余呉」「ちゃわん祭りの館」「妙理の里」さらに古くから庶民の信仰の厚「曹洞宗洞寿院」等の施設とも連携し、地域住民はもとより近隣をはじめ京阪神や東海、北陸から人々が集いゆったりと心が憩う環境をつくるべく、事業者であります水資源機構丹生ダム建設所職員、余呉町職員、丹生ダム対策委員会役員とが「丹生ダム利活用検討会」を組織し、真剣に議論し数々の方策を出し合い検討を重ねている矢先の方針案の発表であります。

淀川水系流域委員会の琵琶湖部会が平成 14 年 6 月 4 日に丹生ダムの現地視察をされました。水没移転者 3 名の意見、関係者 3 名の意見陳述がありましたが、私たちの心情を理解する委員は一人もありませんでした。その後、何回も流域委員会を傍聴し、その都度意見を申しあげできました。また、他の傍聴者からも多くの意見が出されていましたが流域委員会の意見に反映されたとは思いません。最近の流域委員会は傍聴する気もいたしません。

一方、近畿地方整備局主催の住民への説明会にも組織を挙げて参加し意見も多く出されました。また、前期 4 回、後期 3 回合計 7 回開催された「丹生ダム対話討論会」にも参加し種々意見を申しあげました。参加者の殆どは丹生ダムの建設に賛成、一握りの参加者が反対であったのに結局両論併記という結果に終わりました。流域委員会のすべての委員がダム不要論ではないと思いますが、ダムが必要であるとの意見はまったく聞こえてきません。少数意見は抹殺されているのでしょうか。一方、近畿地方整備局主催の対話討論会では、ごく少数の反対意見のために両論併記であります。これがダムを取り巻く議論の現実の姿であります。

私たちは、近畿地方整備局に対し、本体工事着手目前でいつでも工事ができる状態になっているのに 3 年間もストップ、地元は我慢の限界を超えていると早期着工を何回となく要請してきました。また、最近は、平成 18 年度には絶対工事着手をと願い、国の予算概算要求に間に合うよう丹生ダムの方針を本年 6 月中に出すよう緊急要請を行ってきたところでもあります。

今回の方針案は、こうした背景から発表されたものと思いますが、その内容は、公共事業への協力という苦渋の選択を迫られ墳墓の地を後にした水没住民の心情、私たちが永年心血を注いで努力してきた丹生ダムへの期待を裏切るものに他なりません。

私たちの納得のいく方針を地元と協議し、あらためて早急に発表願いたいと思います。

以上です。